

# お店のリフォームを 検討されている方へ

「まちなか商店リフォーム補助金を創設しました」

市ではまちなかのにぎわいを再生し、地域経済の活性化を図るため、店舗を営む方又は空き店舗を利用して営業を開始しようとしている方がお店の機能を維持し、又は向上させるための改装、改修、改装に付随する設備の設置に補助金を交付します。

補助金の概要は次のとおりです。詳細はお問い合わせください。

## ■対象店舗

・小金井駅・自治医大駅・石橋駅から概ね1・5km以内の下野市に所在する店舗

・店舗面積が1000㎡以下

## ■対象者

・指定事業を営む個人又は登記簿上の本店の所在地が市内にある法人

・風俗営業等の規制および業務の適正化に関する法律に規定する風俗営業以外の業務を営む者

・市税および公共料金（上下水道料等市に納付すべきもの）を完納している者

・市民の生活の安全および平穩を確保することを阻害するおそれのない者

・過去にこの補助金の交付を受けていない者

## ■対象事業（条件）

・工事完了後3か月以内に営業を開始すること  
・営業開始後、継続して1年以上店舗を活用し営業を継続すること

・対象者が自ら工事関連資材を購入し、施工する改装等でないこと

・改装等に要する経費が20万円（消費税等除く）以上であること

・新規出店者の場合、市内で営業している店舗を閉鎖し若しくは出店後閉鎖する予定でないこと

・単に設備等の修繕をするものでないこと

## ■補助率および限度額

○空き店舗開業者

補助率 1/2

補助限度額 100万円

○既存店舗開業者

補助率 1/3

補助限度額 50万円

## ■指定業種（日本標準産業分類による）

39情報サービス業、40インターネット付随サービス業、56各種商品小売業、57織物・衣服・身の回り品小売業、58飲食料品小売業、59機械器具小売業、60その他の小売業、70物品賃貸業、71学術・開発研究機関、72専門サービス業（他に分類されないもの）、73広告業、74技術サービス業（他に分類されないもの）、75宿泊業、76飲食店、77持ち帰り・配達飲食サービス業、78洗濯・理容・美容・浴場業、79その他生活関連サービス業、81学校教育、82その他の教育、学習支援業、83医療業、84保健衛生、85社会保険・社会福祉・介護事業、91職業紹介・労働者派遣業、92その他の事業サービス業、95その他のサービス業

## ■申請方法

補助金の交付を受けようとする方は、交付申請の前に、資格認定の申請が必要です。着工前に受給資格認定申請書に必要書類を添えて提出し、補助金受給資格者の認定を受けてください。

申請書類や認定後の手続き

等詳細についてはお問い合わせください。

## ■申し込み・問い合わせ先

商工観光課  
☎(32)8907



## 空き店舗活用事業 奨励金をご活用ください

市では市内商業の振興を図るため、空き店舗活用事業奨励金を交付しています。

下野市内に出店をお考えの事業者の皆様、ぜひともこの制度をご活用ください。

## ■空き店舗とは

かつて事業の用に供され、その後、移転や閉店等により閉鎖され、3か月以上事業の用に供されていない店舗

## ■交付額

・事業を開始した月から1年間に限り、対象物件に係る賃借料（敷金、礼金その他これらに類するものを除く）の2分の1に相当する額

・限度額は60万円

・奨励金は6か月ごとに交付

■対象区域 市内全域

■認定の要件

・市内において空き店舗を賃借して事業を開始する方

・1年以上営業を継続できる方

・風俗営業等の規制および業務の適正化に関する法律に規定する風俗営業以外の業務を営む方

・市税および公共料金（上下水道料等市に納付すべきもの）を完納している方

・市民の生活の安全および平穩を確保することを阻害するおそれのない方

## ■申請方法

奨励金の交付を受けようとする方は、交付申請の前に、資格認定の申請が必要です。事業開始後2か月以内までに受給資格認定申請書に必要書類を添えて提出し、奨励金受給資格者の認定を受けてください。

申請書類や認定後の手続き等詳細についてはお問い合わせいただくか市ホームページをご覧ください。

## ■申し込み・問い合わせ先

商工観光課  
☎(32)8907